**平成２４年（フ）第２７４号**
山梨県甲府市大里町3714　103号室、申立時の住所山梨県甲府市宮原町50　Ｔハイツ10号室、住民票上の住所山梨県富士吉田市上暮地５丁目２番15号
破産者　中野　完治
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第２９５号**
山梨県中央市西花輪3300番地　アメニティーハイツ102号室
破産者　深澤　悦明
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第７０２号**
静岡県藤枝市中ノ合216番地の１
破産者　有田　政夫
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第４８２号**
静岡市清水区河内454番地の４
破産者　山田　長二
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１２２号**
静岡県駿東郡小山町小山339番地の13、前住所静岡県駿東郡小山町竹之下1351番地の12
破産者　勝又こずえ（旧姓佐藤）
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２４年（フ）第１８０号**
滋賀県湖南市菩提寺新町３丁目57番地、前住所滋賀県湖南市菩提寺1491番地302
破産者　ワイン厨房シンプルこと　日高　裕朗
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第９０号**
広島県福山市南松永町２丁目12番８―607号南松永レジデンス
破産者　長濱　俊輝
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２４年（フ）第１０号**
広島県安芸高田市吉田町吉田3433番地２、開始決定時の住所広島県安芸高田市吉田町常友1350番地７
破産者　西岡　信男
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

**平成２４年（フ）第２５２号**
佐賀県佐賀市開成３丁目２番５号
破産者　鬼橋　健一
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第５７４号**
熊本市南区城南町隈庄304番地９
破産者　前田　嘉徳
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第６号**
大分県速見郡日出町大字大神3143番地
破産者　谷口　信茂
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

**平成２４年（フ）第１２２号**
宮崎県西都市大字荒武4101番地
破産者　川崎　達男
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第２２８号**
宮崎県西都市大字右松2484番地
破産者　黒木美穂子（旧姓西）
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第２５１号**
宮崎県児湯郡川南町大字川南23607番地２
破産者　寺田　賢二
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

## 免責許可決定

**平成２４年（フ）第１６７号**
滋賀県東近江市佐野町387番地５　メゾンエイコー能登川Ⅱ番館507号室、前住所滋賀県東近江市佐野町728番地506号
破産者　飯山　　真
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

**平成２４年（フ）第４１号**
京都府舞鶴市清美が丘５番地２府営住宅111号
破産者　松山正道こと松山求達こと　鄭　　求達
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

**平成２４年（フ）第９７３号**
堺市北区百舌鳥赤畑町２丁105番地１　101号
破産者　髙山　朋彦
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第９９８号**
大阪府松原市天美東７丁目14番５―803号
破産者　清水ちさと（旧姓垂谷）
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第９９９号**
大阪府松原市東新町３丁目５番17―127号
破産者　垂谷　　歩
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第１０１６号**
堺市中区槍葉31番地８　オーロラダンス102号
破産者　門脇　里美
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係